

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品：定額法
- ・リース資産 該当なし

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 長野県社会福祉協議会が運営する退職金制度に加入しており、その積立金を計上。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済に加入
- (2) 長野県社会福祉協議会の長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済に加入

### 5. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

当法人の事業区分は社会福祉事業のみであるため作成を省略している。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は拠点区分が一つのため作成を省略している。

- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ポーチ有旅の丘拠点

「法人本部」

「就労継続支援 B 型事業」

「生活介護事業」

「指定特定相談支援事業」

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地      | 21,523,207 | 0     | 0         | 21,523,207 |
| 建物      | 33,810,663 | 0     | 2,433,143 | 31,377,520 |
| 合計      | 55,333,870 | 0     | 2,433,143 | 52,900,727 |

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額    | 当期末残高      |
|----------|-------------|------------|------------|
| 建物（基本財産） | 83,471,000  | 52,093,480 | 31,377,520 |
| 建物       | 2,243,305   | 2,185,591  | 57,714     |
| 車両運搬具    | 12,074,006  | 6,577,028  | 5,496,978  |
| 器具及び備品   | 15,480,072  | 12,679,464 | 2,800,608  |
| 合計       | 113,268,383 | 73,535,563 | 39,732,820 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|       | 債権額        | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高   |
|-------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 10,700,867 | 0             | 10,700,867 |
| 未収金   | 139,776    | 0             | 139,776    |
| 合計    | 10,840,643 | 0             | 10,840,643 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし